

東京海上MRF（マネー・リザーブ・ファンド）

投資信託説明書（請求目論見書）

（訂正事項分）

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「東京海上MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」（以下「当ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成23年6月30日に関東財務局長に提出しており、平成23年7月1日にその効力が生じています。また同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成23年12月26日に関東財務局長に提出しています。
2. 当ファンドは、主に円建ての短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた公社債の値動きやそれらの公社債の発行者の信用状況の変化等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

2011年12月

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

1 投資信託説明書（請求目論見書）の訂正理由

「東京海上MR F（マネー・リザーブ・ファンド）投資信託説明書（請求目論見書）2011年7月」（以下「請求目論見書」といいます。）について、平成23年12月26日付で提出した有価証券報告書に基づく情報の更新、および請求目論見書記載事項の一部について新たに訂正すべき事項が生じたため、下記の通り訂正するものです。

2 訂正の内容

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部_____は訂正部分を示し、＜更新後＞に記載している内容は、請求目論見書が更新されます。また＜追加＞の記載事項は請求目論見書に追加されます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

＜更新後＞

(略)

④ファンドの特色

1. 当ファンドは、安定した収益の確保をめざしつつ、安全性、流動性に配慮した運用を行っています。

・内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。

・外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

・私募により発行された有価証券および取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行わないものとします。

※市況動向、ファンドの資金動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2. 購入・換金のお申込みが毎営業日可能です。

3. 毎日決算を行い、運用実績に応じて分配を行います。分配金は、1ヵ月分まとめて自動的に再投資されます。

毎日決算を行い、原則として信託財産から生ずる利益の全額を分配します。分配金は、毎月1回最終営業日に、1ヵ月分をまとめて、分配金に対する税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

(略)

②委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント投信株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成23年4月末日現在）
- ・会社の沿革
 - 昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
 - 昭和62年2月 投資顧問業者として登録
 - 同年6月 投資一任業務認可取得
 - 平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始
 - 平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
 - 平成19年9月 金融商品取引業者として登録

・大株主の状況（平成23年4月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

<訂正後>

(略)

②委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント投信株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成23年10月末日現在）
- ・会社の沿革
 - 昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
 - 昭和62年2月 投資顧問業者として登録
 - 同年6月 投資一任業務認可取得
 - 平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始
 - 平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
 - 平成19年9月 金融商品取引業者として登録

・大株主の状況（平成23年10月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2 投資方針

(3) 運用体制

<訂正前>

(略)

当ファンドは債券運用部日本債券運用グループ（12名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（6名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に係る各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

(略)

（上記の体制や人員等については、平成23年4月末日現在）

<訂正後>

(略)

当ファンドは債券運用部日本債券運用グループ（12名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（5名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に係る各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

(略)

（上記の体制や人員等については、平成23年10月末日現在）

3 投資リスク

<訂正前>

1. 投資リスク

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に公社債など値動きのある証券を投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

(略)

<訂正後>

1. 投資リスク

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に公社債など値動きのある証券を投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

(略)

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、公社債投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

(略)

なお、受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、前記にかかわらず、収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額に対する所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、公社債投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

(略)

5 運用状況

<更新後>

以下は平成23年10月31日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	2,399,633,135	43.22
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		3,152,179,713	56.77
合計（純資産総額）		5,551,812,848	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
							単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	第191回国庫短期証券	日本	国債証券	0.0	2011/11/10	600,000,000	99.99	599,985,824	99.99	599,985,824	10.80
2	第198回国庫短期証券	日本	国債証券	0.0	2011/12/09	600,000,000	99.98	599,938,826	99.98	599,938,826	10.80
3	第165回国庫短期証券	日本	国債証券	0.0	2012/01/20	600,000,000	99.97	599,874,745	99.97	599,874,745	10.80
4	第213回国庫短期証券	日本	国債証券	0.0	2012/02/10	600,000,000	99.97	599,833,740	99.97	599,833,740	10.80

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率（%）
国債証券	43.22
合計	43.22

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
平成14年 3月31日	4,224	4,224	1.0000	1.0000
平成14年 9月30日	4,215	4,215	1.0000	1.0000
平成15年 3月31日	2,248	2,248	1.0000	1.0000
平成15年 9月30日	2,387	2,387	1.0000	1.0000
平成16年 3月31日	2,493	2,493	1.0000	1.0000
平成16年 9月30日	2,420	2,420	1.0000	1.0000
平成17年 3月31日	2,642	2,642	1.0000	1.0000
平成17年 9月30日	5,200	5,200	1.0000	1.0000
平成18年 3月31日	2,874	2,874	1.0000	1.0000
平成18年 9月30日	2,839	2,839	1.0000	1.0000
平成19年 3月31日	3,120	3,120	1.0000	1.0000
平成19年 9月30日	2,835	2,835	1.0000	1.0000
平成20年 3月31日	3,006	3,006	1.0000	1.0000
平成20年 9月30日	3,445	3,445	1.0000	1.0000
平成21年 3月31日	5,487	5,487	1.0000	1.0000
平成21年 9月30日	5,355	5,355	1.0000	1.0000
平成22年 3月31日	5,187	5,187	1.0000	1.0000
平成22年 9月30日	4,943	4,943	1.0000	1.0000
平成23年 3月31日	5,373	5,373	1.0000	1.0000
平成23年 9月30日	5,660	5,660	1.0000	1.0000
平成22年10月末日	4,908	—	1.0000	—
平成22年11月末日	5,129	—	1.0000	—
平成22年12月末日	5,283	—	1.0000	—
平成23年 1月末日	5,185	—	1.0000	—
平成23年 2月末日	5,347	—	1.0000	—
平成23年 3月末日	5,373	—	1.0000	—
平成23年 4月末日	5,316	—	1.0000	—
平成23年 5月末日	5,511	—	1.0000	—
平成23年 6月末日	5,602	—	1.0000	—
平成23年 7月末日	5,530	—	1.0000	—
平成23年 8月末日	5,511	—	1.0000	—
平成23年 9月末日	5,660	—	1.0000	—
平成23年10月末日	5,551	—	1.0000	—

② 分配の推移

年月日	1口当たりの分配金
平成13年 9月30日～平成14年 3月31日	0.0000497円
平成14年 4月 1日～平成14年 9月30日	0.0000268円
平成14年10月 1日～平成15年 3月31日	0.0000334円
平成15年 4月 1日～平成15年 9月30日	0.0000432円
平成15年10月 1日～平成16年 3月31日	0.0000477円
平成16年 4月 1日～平成16年 9月30日	0.0000461円
平成16年10月 1日～平成17年 3月31日	0.0000166円
平成17年 4月 1日～平成17年 9月30日	0.0000089円
平成17年10月 1日～平成18年 3月31日	0.0000112円
平成18年 4月 1日～平成18年 9月30日	0.0005578円
平成18年10月 1日～平成19年 3月31日	0.0011528円
平成19年 4月 1日～平成19年 9月30日	0.0017682円
平成19年10月 1日～平成20年 3月31日	0.0016103円
平成20年 4月 1日～平成20年 9月30日	0.0016985円
平成20年10月 1日～平成21年 3月31日	0.0012751円
平成21年 4月 1日～平成21年 9月30日	0.0006558円
平成21年10月 1日～平成22年 3月31日	0.0004912円
平成22年 4月 1日～平成22年 9月30日	0.0004268円
平成22年10月 1日～平成23年 3月31日	0.0003987円
平成23年 4月 1日～平成23年 9月30日	0.0003760円

③ 収益率の推移

年月日	収益率(%) (分配付)
平成13年 9月30日～平成14年 3月31日	0.00497
平成14年 4月 1日～平成14年 9月30日	0.00268
平成14年10月 1日～平成15年 3月31日	0.00334
平成15年 4月 1日～平成15年 9月30日	0.00432
平成15年10月 1日～平成16年 3月31日	0.00477
平成16年 4月 1日～平成16年 9月30日	0.00461
平成16年10月 1日～平成17年 3月31日	0.00166
平成17年 4月 1日～平成17年 9月30日	0.00089
平成17年10月 1日～平成18年 3月31日	0.00112
平成18年 4月 1日～平成18年 9月30日	0.05578
平成18年10月 1日～平成19年 3月31日	0.11528
平成19年 4月 1日～平成19年 9月30日	0.17682
平成19年10月 1日～平成20年 3月31日	0.16103
平成20年 4月 1日～平成20年 9月30日	0.16985
平成20年10月 1日～平成21年 3月31日	0.12751

平成21年 4月 1日～平成21年 9月30日	0.06558
平成21年10月 1日～平成22年 3月31日	0.04912
平成22年 4月 1日～平成22年 9月30日	0.04268
平成22年10月 1日～平成23年 3月31日	0.03987
平成23年 4月 1日～平成23年 9月30日	0.03760

(4) 設定及び解約の実績

期	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
平成13年 9月30日から 平成14年 3月31日まで	9,702,341,531	14,335,391,451	4,224,417,447
平成14年 4月 1日から 平成14年 9月30日まで	266,926,722	275,778,619	4,215,565,550
平成14年10月 1日から 平成15年 3月31日まで	446,232,946	2,412,863,063	2,248,935,433
平成15年 4月 1日から 平成15年 9月30日まで	349,901,083	211,465,671	2,387,370,845
平成15年10月 1日から 平成16年 3月31日まで	1,168,451,061	1,062,513,991	2,493,307,915
平成16年 4月 1日から 平成16年 9月30日まで	928,140,885	1,001,096,529	2,420,352,271
平成16年10月 1日から 平成17年 3月31日まで	2,499,427,539	2,277,451,063	2,642,328,747
平成17年 4月 1日から 平成17年 9月30日まで	3,413,057,046	854,399,870	5,200,985,923
平成17年10月 1日から 平成18年 3月31日まで	1,972,893,579	4,299,868,907	2,874,010,595
平成18年 4月 1日から 平成18年 9月30日まで	884,915,707	919,224,838	2,839,701,464
平成18年10月 1日から 平成19年 3月31日まで	1,212,984,439	932,497,476	3,120,188,427
平成19年 4月 1日から 平成19年 9月30日まで	2,708,500,612	2,993,684,733	2,835,004,306
平成19年10月 1日から 平成20年 3月31日まで	4,940,046,794	4,769,021,040	3,006,030,060
平成20年 4月 1日から 平成20年 9月30日まで	3,758,124,010	3,319,112,165	3,445,041,905
平成20年10月 1日から 平成21年 3月31日まで	6,393,652,280	4,350,992,420	5,487,701,765
平成21年 4月 1日から 平成21年 9月30日まで	3,051,185,767	3,183,592,731	5,355,294,801
平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	7,100,544,970	7,268,739,130	5,187,100,641
平成22年 4月 1日から 平成22年 9月30日まで	2,119,674,706	2,363,645,648	4,943,129,699
平成22年10月 1日から 平成23年 3月31日まで	3,397,640,510	2,966,955,071	5,373,815,138
平成23年 4月 1日から 平成23年 9月30日まで	3,318,576,856	3,031,803,819	5,660,588,175

<参考情報>

(平成23年10月31日現在)

ファンド概況

7日間平均年換算利回り(税引前)、純資産総額の推移



※「7日間平均年換算利回りの推移(税引前)」で使用している利回りは、過去の利回りの概況を示したものであり、今後の利回りの見込みを示すものや、利回りを保証するものではありません。

主要な資産の状況

組入資産の種類毎の残高

区分	額面金額 (百万円)	評価額 (百万円)	比率(%)
国債証券	2,400	2,400	43.2
地方債証券	-	-	-
特殊債証券(除く金融債券)	-	-	-
金融債券	-	-	-
普通社債券	-	-	-
CP	-	-	-
CD	-	-	-
その他短期金融資産	-	3,152	56.8
その他資産(預金・未収金・未払金等)	-	-0	-0.0
合計	-	5,552	100.0

※「その他短期金融資産」はコール・ローン、金銭信託、現先取引、割引手形等です。
※比率は純資産総額に占める割合です。

格付別組入資産の純資産総額に対する比率

公社債		短期金融資産	
格付	比率(%)	格付	比率(%)
AAA	-	A-1	-
AA	-	A-2	-
A	-	A-3	-
BBB以下	-	NR	-
		その他資産	56.8
A相当以上	-	A-2相当以上	-
国債・地方債・特殊債	43.2		
合計	43.2	合計	56.8

※公社債の「A相当以上」および短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MMF等の運営に関する規則」の規定に基づき委託会社が作成したガイドラインで判断したものです。

※「その他資産」は、コール・ローン、金銭信託、預金、現先取引、割引手形、未収金、未払金等です。

※格付は、S&P、Moody's、JCR、R&Iのうち、上位のものを使用しています。
※比率は純資産総額に占める割合です。

組入上位10銘柄

	銘柄名	種別	償還日	比率(%)
1	第191回国庫短期証券	国債	2011/11/10	10.8
2	第198回国庫短期証券	国債	2011/12/9	10.8
3	第165回国庫短期証券	国債	2012/1/20	10.8
4	第213回国庫短期証券	国債	2012/2/10	10.8
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※比率は純資産総額に占める割合です。

※最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第3 ファンドの経理状況

<更新後>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当特定期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。


独立監査人の監査報告書

平成23年11月9日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

鶴田 光夫 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成23年4月1日から平成23年9月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成23年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

東京海上MR F (マネー・リザーブ・ファンド)

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前期	当期
		[平成23年 3月31日現在]	[平成23年 9月30日現在]
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		726, 653	502, 646
コール・ローン		174, 000, 000	161, 000, 000
国債証券		2, 399, 572, 648	2, 399, 619, 395
現先取引勘定		2, 799, 524, 000	3, 099, 473, 000
未収利息		4, 858	8, 714
流動資産合計		5, 373, 828, 159	5, 660, 603, 755
資産合計		5, 373, 828, 159	5, 660, 603, 755
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		9, 135	11, 321
未払受託者報酬		280	294
未払委託者報酬		3, 400	3, 572
その他未払費用		1	1
流動負債合計		12, 816	15, 188
負債合計		12, 816	15, 188
純資産の部			
元本等			
元本	※1	5, 373, 815, 138	5, 660, 588, 175
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		205	392
(分配準備積立金)		—	—
元本等合計		5, 373, 815, 343	5, 660, 588, 567
純資産合計		5, 373, 815, 343	5, 660, 588, 567
負債純資産合計		5, 373, 828, 159	5, 660, 603, 755

(2) 損益及び剰余金計算書

		前期 自 平成22年10月 1日 至 平成23年 3月31日	当期 自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日
区 分	注記 番号	金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		1, 373, 494	1, 445, 642
有価証券売買等損益		1, 343, 626	1, 312, 147
営業収益合計		2, 717, 120	2, 757, 789
営業費用			
受託者報酬		49, 213	52, 308
委託者報酬		598, 191	635, 910
その他費用		182	183
営業費用合計		647, 586	688, 401
営業利益又は営業損失 (△)		2, 069, 534	2, 069, 388
経常利益又は経常損失 (△)		2, 069, 534	2, 069, 388
当期純利益又は当期純損失 (△)		2, 069, 534	2, 069, 388
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		—	—
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		352	205
剰余金増加額又は欠損金減少額		—	—
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額		—	—
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—	—
分配金	※1	2, 069, 681	2, 069, 201
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		205	392

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当期
	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の 提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価 格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の 売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(追加情報)

当期
自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日
当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前期	当期
	[平成23年 3月31日現在]	[平成23年 9月30日現在]
1. ※1 期首元本額	4,943,129,699円	5,373,815,138円
期中追加設定元本額	3,397,640,510円	3,318,576,856円
期中一部解約元本額	2,966,955,071円	3,031,803,819円
2. ※1 特定期間末日における受益権の総数	5,373,815,138口	5,660,588,175口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期
自 平成22年10月 1日 至 平成23年 3月31日	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日
※1 分配金の計算過程 日々決算を行い、原則として信託財産から生ずる利益の全額を収益分配金に充当しております。なお、当期にかかる分配対象額の合計額は2,069,886円、分配金額の合計額は2,069,681円であります。	※1 分配金の計算過程 日々決算を行い、原則として信託財産から生ずる利益の全額を収益分配金に充当しております。なお、当期にかかる分配対象額の合計額は2,069,593円、分配金額の合計額は2,069,201円であります。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	前期 自 平成22年10月 1日 至 平成23年 3月31日	当期 自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 [平成23年 3月31日現在]	当期 [平成23年 9月30日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期（自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	7,732
合計	7,732

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当期（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	6,480
合計	6,480

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

前期 [平成23年 3月31日現在]		当期 [平成23年 9月30日現在]	
1口当たり純資産額	1.0000円	1口当たり純資産額	1.0000円
(1万口当たり純資産額	10,000円)	(1万口当たり純資産額	10,000円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第145回国庫短期証券	600,000,000	599,966,785	
	第165回国庫短期証券	600,000,000	599,826,230	
	第191回国庫短期証券	600,000,000	599,937,340	
	第198回国庫短期証券	600,000,000	599,889,040	
国債証券 合計		2,400,000,000	2,399,619,395	
合計		2,400,000,000	2,399,619,395	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成23年10月31日現在

種類	金額
I 資産総額	5,551,827,775 円
II 負債総額	14,927 円
III 純資産総額 (I - II)	5,551,812,848 円
IV 発行済数量	5,551,812,668 口
V 1単位当たり純資産額 (III / IV)	1.0000 円

第三部 委託会社等の情報

第1 委託会社等の概況

1 委託会社等の概況

<訂正前>

平成23年4月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。平成19年3月26日に資本金を2億円から20億円に、発行済株式総数を2,300株から38,300株に変更しています。

(略)

<訂正後>

平成23年10月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。平成19年3月26日に資本金を2億円から20億円に、発行済株式総数を2,300株から38,300株に変更しています。

(略)

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

(略)

平成23年4月28日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	1	5,316
追加型株式投資信託	105	1,602,034
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	5	24,804
合計	111	1,632,155

<訂正後>

(略)

平成23年10月31日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	1	5,551
追加型株式投資信託	104	1,466,533
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	8	35,821
合計	113	1,507,906

3 委託会社等の経理状況

<更新後>

1. 当社の財務諸表は、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第26期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第26期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。


独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日


東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

崔鳥田光彦 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

奈良昌彦 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書


平成23年6月29日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社


取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

鶴田 光夫 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

奈良 昌彦 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)		第26期 (平成23年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		3,816,617		5,046,015
前払費用		116,503		125,909
未収委託者報酬		1,277,992		1,451,584
未収収益		1,448,824		1,921,269
繰延税金資産		142,683		205,707
その他の流動資産		56,857		63,354
流動資産計		6,859,480		8,813,842
固定資産				
有形固定資産	* 1	387,887	* 1	339,073
建物		212,911		180,320
器具備品		174,975		158,752
無形固定資産		3,144		3,144
電話加入権		3,144		3,144
投資その他の資産		798,932		1,013,432
投資有価証券		37,623		39,419
関係会社株式		254,342		254,342
その他の関係会社有価証券		—		30,000
長期前払費用		21,422		192,205
敷金		383,034		368,720
繰延税金資産		102,510		128,745
固定資産計		1,189,963		1,355,650
資産合計		8,049,444		10,169,492
負債の部				
流動負債				
預り金		14,830		25,297
未払金	* 2	887,469	* 2	1,113,561
未払手数料		273,906		387,066
その他未払金		613,562		726,495
未払費用		40,132		322,235
未払消費税等		23,834		100,812
未払法人税等		12,000		616,000
前受収益		72,735		513,554
賞与引当金		200,839		202,702
その他の流動負債		27		1,250
流動負債計		1,251,869		2,895,413
固定負債				
退職給付引当金		97,793		110,188
役員退職慰労引当金		12,600		18,170
固定負債計		110,393		128,358
負債合計		1,362,262		3,023,771
純資産の部				
株主資本		6,687,107		7,145,769
資本金		2,000,000		2,000,000
利益剰余金		4,687,107		5,145,769
利益準備金		287,619		334,429
その他利益剰余金		4,399,488		4,811,339
繰越利益剰余金		4,399,488		4,811,339

評価・換算差額等	73	△47
その他有価証券評価差額金	73	△47
純資産合計	6,687,181	7,145,721
負債・純資産合計	8,049,444	10,169,492

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	第25期		第26期	
	(自	平成21年4月1日	(自	平成22年4月1日
	至	平成22年3月31日)	至	平成23年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		3,893,368		4,632,692
運用受託報酬		4,964,770		5,850,581
投資助言報酬		11,716		12,636
その他営業収益		1,992		1,992
営業収益計		8,871,848		10,497,903
営業費用				
支払手数料		985,687		1,391,029
広告宣伝費		53,018		174,374
公告費		384		—
調査費		2,626,233		3,295,822
調査費		1,311,448		1,319,199
委託調査費	* 1	1,314,784	* 1	1,976,623
委託計算費		84,838		79,398
営業雑経費		143,042		128,802
通信費		34,620		34,541
印刷費		86,493		68,848
協会費		5,627		6,488
諸会費		9,393		10,375
図書費		6,907		8,548
営業費用計		3,893,205		5,069,426
一般管理費				
給料		2,185,320		2,215,928
役員報酬		76,063		66,840
給料・手当	* 1	1,602,621	* 1	1,639,732
賞与		506,634		509,356
交際費		10,141		13,554
旅費交通費		97,384		110,556
租税公課		35,525		40,194
不動産賃借料		444,310		383,281
役員退職慰労引当金繰入		5,450		5,570
退職給付費用		81,930		77,059
賞与引当金繰入		200,839		202,702
固定資産減価償却費		132,228		113,902
法定福利費		312,864		360,240
福利厚生費		11,193		9,681
諸経費		330,203		395,518
一般管理費計		3,847,393		3,928,188
営業利益		1,131,249		1,500,287
営業外収益				
受取配当金	* 1	107,992	* 1	117,681
受取利息		314		2,129

雑益	640	19,676
営業外収益計	108,947	139,487
営業外費用		
雑損	12,059	25,194
営業外費用計	12,059	25,194
経常利益	1,228,137	1,614,580
特別損失		
器具備品除却損	4,994	1,551
投資有価証券売却損	36	6
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	7,443
預託金貸倒損失	2,912	—
本社移転損失	* 2 89,060	—
特別損失計	97,004	9,000
税引前当期純利益	1,131,132	1,605,579
法人税、住民税及び事業税	404,672	792,702
法人税等還付税額	—	△24,710
法人税等調整額	53,835	△89,175
法人税等合計	458,507	678,816
当期純利益	672,624	926,763

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第25期		第26期	
	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
株主資本				
資本金				
前期末残高	2,000,000		2,000,000	
当期変動額				
当期変動額合計	—		—	
当期末残高	2,000,000		2,000,000	
利益剰余金				
利益準備金				
前期末残高	242,352		287,619	
当期変動額				
剰余金の配当	45,266		46,810	
当期変動額合計	45,266		46,810	
当期末残高	287,619		334,429	
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
前期末残高	4,224,798		4,399,488	
当期変動額				
剰余金の配当	△497,934		△514,912	
当期純利益	672,624		926,763	
当期変動額合計	174,690		411,850	
当期末残高	4,399,488		4,811,339	
利益剰余金合計				
前期末残高	4,467,151		4,687,107	

当期変動額		
剰余金の配当	△452,667	△468,102
当期純利益	672,624	926,763
当期変動額合計	219,956	458,661
当期末残高	4,687,107	5,145,769
株主資本合計		
前期末残高	6,467,151	6,687,107
当期変動額		
剰余金の配当	△452,667	△468,102
当期純利益	672,624	926,763
当期変動額合計	219,956	458,661
当期末残高	6,687,107	7,145,769
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△71	73
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	144	△121
当期変動額合計	144	△121
当期末残高	73	△47
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△71	73
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	144	△121
当期変動額合計	144	△121
当期末残高	73	△47
純資産合計		
前期末残高	6,467,079	6,687,181
当期変動額		
剰余金の配当	△452,667	△468,102
当期純利益	672,624	926,763
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	144	△121
当期変動額合計	220,101	458,540
当期末残高	6,687,181	7,145,721

重要な会計方針

第25期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式並びに その他の関係会社有価証券 同左 (2) その他有価証券

<p>時価のあるもの</p> <p>決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法、少額固定資産(取得価格が10万円以上20万円未満の資産)については3年間で均等償却する方法を採用しております。</p> <p>(2) 長期前払費用</p> <p>定額法</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 賞与引当金</p> <p>従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>4. 消費税等の会計処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>時価のあるもの</p> <p>同左</p> <p>時価を把握することが極めて困難と認められるもの</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>同左</p> <p>(2) 長期前払費用</p> <p>同左</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>同左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金</p> <p>同左</p> <p>4. 消費税等の会計処理方法</p> <p>同左</p>
---	---

会計方針の変更

第25期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
—————	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ6,870千円、税引前当期純利益は14,313千円減少しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在																								
<p>* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">34,930千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">306,760千円</td> </tr> </table> <p>* 2. 関係会社に対する主な資産・負債</p> <p style="padding-left: 20px;">区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">516,261千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(うち支配株主に対するもの)</td> <td style="text-align: right;">98,838千円)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(うち子会社に対するもの)</td> <td style="text-align: right;">76,482千円)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(うち関連会社に対するもの)</td> <td style="text-align: right;">340,940千円)</td> </tr> </table>	建物	34,930千円	器具備品	306,760千円	未払金	516,261千円	(うち支配株主に対するもの)	98,838千円)	(うち子会社に対するもの)	76,482千円)	(うち関連会社に対するもの)	340,940千円)	<p>* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">67,520千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">337,637千円</td> </tr> </table> <p>* 2. 関係会社に対する主な資産・負債</p> <p style="padding-left: 20px;">区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">541,759千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(うち支配株主に対するもの)</td> <td style="text-align: right;">107,000千円)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(うち子会社に対するもの)</td> <td style="text-align: right;">122,692千円)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(うち関連会社に対するもの)</td> <td style="text-align: right;">312,065千円)</td> </tr> </table>	建物	67,520千円	器具備品	337,637千円	未払金	541,759千円	(うち支配株主に対するもの)	107,000千円)	(うち子会社に対するもの)	122,692千円)	(うち関連会社に対するもの)	312,065千円)
建物	34,930千円																								
器具備品	306,760千円																								
未払金	516,261千円																								
(うち支配株主に対するもの)	98,838千円)																								
(うち子会社に対するもの)	76,482千円)																								
(うち関連会社に対するもの)	340,940千円)																								
建物	67,520千円																								
器具備品	337,637千円																								
未払金	541,759千円																								
(うち支配株主に対するもの)	107,000千円)																								
(うち子会社に対するもの)	122,692千円)																								
(うち関連会社に対するもの)	312,065千円)																								

(損益計算書関係)

第25期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日																				
<p>* 1. 関係会社との主な取引高は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与・手当</td> <td style="text-align: right;">399,212千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">委託調査費</td> <td style="text-align: right;">1,044,570千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取配当金</td> <td style="text-align: right;">107,992千円</td> </tr> </table> <p>* 2. 本社移転損失の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">原状回復工事</td> <td style="text-align: right;">68,361千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">移転運搬費用</td> <td style="text-align: right;">13,132千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">7,567千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">89,060千円</td> </tr> </table>	給与・手当	399,212千円	委託調査費	1,044,570千円	受取配当金	107,992千円	原状回復工事	68,361千円	移転運搬費用	13,132千円	その他	7,567千円	計	89,060千円	<p>* 1. 関係会社との主な取引高は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与・手当</td> <td style="text-align: right;">462,103千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">委託調査費</td> <td style="text-align: right;">1,279,757千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取配当金</td> <td style="text-align: right;">117,681千円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">—————</p>	給与・手当	462,103千円	委託調査費	1,279,757千円	受取配当金	117,681千円
給与・手当	399,212千円																				
委託調査費	1,044,570千円																				
受取配当金	107,992千円																				
原状回復工事	68,361千円																				
移転運搬費用	13,132千円																				
その他	7,567千円																				
計	89,060千円																				
給与・手当	462,103千円																				
委託調査費	1,279,757千円																				
受取配当金	117,681千円																				

(株主資本等変動計算書関係)

第25期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	平成21年3月31日 現在	増加	減少	平成22年3月31日 現在
普通株式(株)	38,300	—	—	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成21年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	452,667千円
1株当たり配当額	11,819円
基準日	平成21年3月31日

- 効力発生日 平成21年7月1日
- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成22年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
- | | |
|----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 468,102千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 12,222円 |
| 基準日 | 平成22年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成22年6月30日 |

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	平成22年3月31日 現在	増加	減少	平成23年3月31日 現在
普通株式（株）	38,300	—	—	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	468,102千円
1株当たり配当額	12,222円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成23年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	509,964千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	13,315円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月30日

(金融商品関係)

(追加情報)

前事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（改正企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク

未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。

投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。

③ 流動性リスク

当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金・預金	3,816,617	3,816,617	—
(2) 未収委託者報酬	1,277,992	1,277,992	—
(3) 未収収益	1,448,824	1,448,824	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	7,623	7,623	—
(5) 敷金	383,034	243,580	139,453
(6) 未払金	(887,469)	(887,469)	—

(*)負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬ならびに(3) 未収収益及び(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(5) 敷金

当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額30,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

子会社株式（貸借対照表計上額221,595千円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額32,747千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,816,617	—	—	—
未収委託者報酬	1,277,992	—	—	—
未収収益	1,448,824	—	—	—
合計	6,543,434	—	—	—

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク

未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。

投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。

③ 流動性リスク

当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金・預金	5,046,015	5,046,015	—
(2) 未収委託者報酬	1,451,584	1,451,584	—
(3) 未収収益	1,921,269	1,921,269	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	9,419	9,419	—
(5) 敷金	368,720	236,852	131,868
(6) 未払金	(1,113,561)	(1,113,561)	—

(*)負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬ならびに(3) 未収収益及び(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(5) 敷金

当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額30,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式

32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 30,000千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	5,045,953	—	—	—
未収委託者報酬	1,451,584	—	—	—
未収収益	1,921,269	—	—	—
合計	8,418,807	—	—	—

(有価証券関係)

第25期 平成22年3月31日現在				第26期 平成23年3月31日現在			
1. 子会社株式及び関連会社株式				1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券			
子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 30,000千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。			
2. その他有価証券				2. その他有価証券			
区分	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)	区分	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの				①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
証券投資信託	7,623	7,500	123	証券投資信託	2,113	2,100	13
小計	7,623	7,500	123	小計	2,113	2,100	13
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
証券投資信託	—	—	—	証券投資信託	7,305	7,400	△94

小計	—	—	—
合計	7,623	7,500	123

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額30,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	第25期	
	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	
売却額	963千円	
売却益の合計額	—千円	
売却損の合計額	36千円	

小計	7,305	7,400	△94
合計	9,419	9,500	△80

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額30,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	第26期	
	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	
売却額	994千円	
売却益の合計額	—千円	
売却損の合計額	6千円	

(退職給付関係)

第25期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日																				
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>退職金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table border="1"> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>97,793千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>97,793千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table border="1"> <tr> <td>勤務費用</td> <td>56,126千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金への掛金支払額</td> <td>25,803千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>81,930千円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>退職給付債務の計算は簡便法を採用しており、確定拠出年金部分を除く退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。</p>	退職給付債務	97,793千円	退職給付引当金	97,793千円	勤務費用	56,126千円	確定拠出年金への掛金支払額	25,803千円	退職給付費用	81,930千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table border="1"> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>110,188千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>110,188千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table border="1"> <tr> <td>勤務費用</td> <td>51,271千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金への掛金支払額</td> <td>25,787千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>77,059千円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>同左</p>	退職給付債務	110,188千円	退職給付引当金	110,188千円	勤務費用	51,271千円	確定拠出年金への掛金支払額	25,787千円	退職給付費用	77,059千円
退職給付債務	97,793千円																				
退職給付引当金	97,793千円																				
勤務費用	56,126千円																				
確定拠出年金への掛金支払額	25,803千円																				
退職給付費用	81,930千円																				
退職給付債務	110,188千円																				
退職給付引当金	110,188千円																				
勤務費用	51,271千円																				
確定拠出年金への掛金支払額	25,787千円																				
退職給付費用	77,059千円																				

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	5,126千円	7,393千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	39,792千円	44,835千円
未払金	13,153千円	15,454千円
賞与引当金損金算入限度超過額	81,721千円	82,479千円
未払法定福利費否認	8,406千円	8,592千円
未払事業所税否認	3,709千円	3,444千円

未払事業税否認	3,664千円	46,947千円
未払委託調査費	31,120千円	47,913千円
ソフトウェア償却超過額	57,048千円	70,659千円
貸倒損失	592千円	—
敷金償却費	—	5,824千円
未払確定拠出年金	907千円	876千円
繰延税金資産小計	245,244千円	334,420千円
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	245,244千円	334,420千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	50千円	△32千円
繰延税金負債合計	50千円	△32千円
繰延税金資産の純額	245,194千円	334,453千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	同左

(セグメント情報等)

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるた

め、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、単一の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の10%以上に該当する顧客がおりますが、秘密保持義務を負っているため記載をしておりません。

(関連当事者情報)

第25期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・London	£ 300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員の 兼任	委託 調査費	1,024,297	未払金	340,940

(注) *取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

*取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場)
東京海上日動火災保険株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

第26期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET	英国・London	£ 300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任	委託 調査費	1,092,497	未払金	307,738

	MANAGEMENT LIMITED					役員の兼任				
--	--------------------	--	--	--	--	-------	--	--	--	--

(注) *取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。
*取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）
東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	第25期	第26期
	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
1株当たり純資産額	174,600円03銭	186,572円36銭
1株当たり当期純利益金額	17,562円00銭	24,197円49銭
	(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。 (注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。 (注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。
	当期純利益 672,624千円	当期純利益 926,763千円
	普通株主に 帰属しない金額 —	普通株主に 帰属しない金額 —
	普通株式に係る 当期純利益 672,624千円	普通株式に係る 当期純利益 926,763千円
	期中平均株式数 38,300株	期中平均株式数 38,300株



東京海上MRF
(マネー・リザーブ・ファンド)

追加型投信 / 国内 / 債券 / MRF

投資信託説明書
(請求目論見書)

2011年7月

東京海上アセットマネジメント投信

この「投資信託説明書（請求目論見書）」は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。課税上は公社債投資信託として取扱われます。

1. 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「東京海上MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」（以下「当ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年6月30日に関東財務局長に提出しており、平成23年7月1日にその効力が生じています。
3. 当ファンドは、主に円建ての短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた公社債の値動きやそれらの公社債の発行者の信用状況の変化等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

発行者名	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 大場 昭義
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
募集内国証券投資信託受益証券に係るファンドの名称	東京海上MRF（マネー・リザーブ・ファンド）
募集内国投資信託受益証券の金額	上限 5兆円
有価証券届出書・有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所	該当なし

目 次

	頁
第 一 部 証券情報	1
第 二 部 ファンド情報	3
第 1 ファンドの状況	3
1. ファンドの性格	3
2. 投資方針	9
3. 投資リスク	13
4. 手数料等及び税金	15
5. 運用状況	17
第 2 管理及び運営	22
1. 申込（販売）手続等	22
2. 換金（解約）手続等	23
3. 資産管理等の概要	24
4. 受益者の権利等	26
第 3 ファンドの経理状況	27
第 4 内国投資信託受益証券事務の概要	36
第 三 部 委託会社等の情報	37
第 1 委託会社等の概況	37

約款

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

東京海上MRF（マネー・リザーブ・ファンド）
（以下「当ファンド」ということがあります。）

(2) 国内投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 発行（売出）価額の総額

5兆円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

受益権1口当たり次に掲げる価額とします。

- ・販売会社が、取得申込受付日における12時（正午）までに申込金額の受領の確認をした場合は取得申込受付日の前日の基準価額

ただし、申込金額を取得申込受付日の12時（正午）以前に受領しようとする場合において、取得申込受付日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っている場合は申込に応じません。

- ・販売会社が、取得申込受付日において、12時（正午）を過ぎて申込金額の受領の確認をした場合は取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

ただし、この場合当該基準価額が1口当たり1円を下回ったときには、当該取得の申込は、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に1口当たり1円となった計算日の基準価額（営業日の前日の基準価額に限ります。）による取得の申込とみなします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント投信 サービスデスク

0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

(5) 申込手数料

申込時の手数料はありません。

(6) 申込単位

販売会社によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（販売会社との間で定時定額購入サービスに関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込単位によるものとします。）

上記にかかわらず、自動けいぞく（累積）投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。

(7) 申込期間

平成23年7月1日から平成24年6月29日まで

上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。

申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 申込取扱場所

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9) 払込期日

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとしします。

申込期間中の各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10) 払込取扱場所

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 振替機関に関する事項

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) その他

申込の方法

a. 受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受け付けます。

b. 取得申込者は、申込金額相当額の申込金を販売会社に支払うものとしします。ただし、当ファンドは上記「(9)払込期日」にしたがい受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はその時点から当ファンドの当該設定にかかる受益者となります。申込金には利息を付けません。

c. 取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込を行うものとしします。（ただし、既に取引口座をお持ちの場合を除きます。）

d. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、税金を差し引いた後、分配金を再投資する自動けいぞく(累積)投資専用ファンドです。このため申込の際、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく(累積)投資に関する契約を締結する必要があります。

上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約等が用いられることがあります。この場合、当該別の名称に読替えるものとしします（以下同じ。）。

e. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。

f. 一定の条件に該当する受益者は、マル優制度を利用することができます。マル優制度を利用する場合は、申込の際「非課税貯蓄申告書」および「非課税貯蓄申込書」を販売会社に提出していただきます。

日本以外の地域における発行

該当ありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとしします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（なお、当ファンドは、自動けいぞく（累積）投資専用のため、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

当ファンドは、円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 国内 / 債券 / MRF に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分
単位型投信	国内	株式 債券	MMF
追加型投信	海外	不動産投信	MRF
	内外	その他資産 () 資産複合	ETF

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性(高格付債)	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア
不動産投信	日々	中南米
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネジメント・ファンド）	社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
	資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより5兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色

1. 当ファンドは、安定した収益の確保をめざしつつ、安全性、流動性に配慮した運用を行っています。

- ・内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。
- ・外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。
- ・私募により発行された有価証券および取得時において償還金等が不確定な仕組債など（償還金額が指数などに連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているものなど）への投資は行わないものとします。

※市況動向、ファンドの資金動向などによっては、上記の運用ができない場合があります。

2. 購入・解約のお申込みが毎営業日可能です。

3. 毎日決算を行い、運用実績に応じて分配を行います。分配金は、1ヵ月分まとめて自動的に再投資されます。

毎日決算を行い、原則として信託財産から生ずる利益の全額を分配します。分配金は、毎月1回最終営業日に、1ヵ月分をまとめて、分配金に対する税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

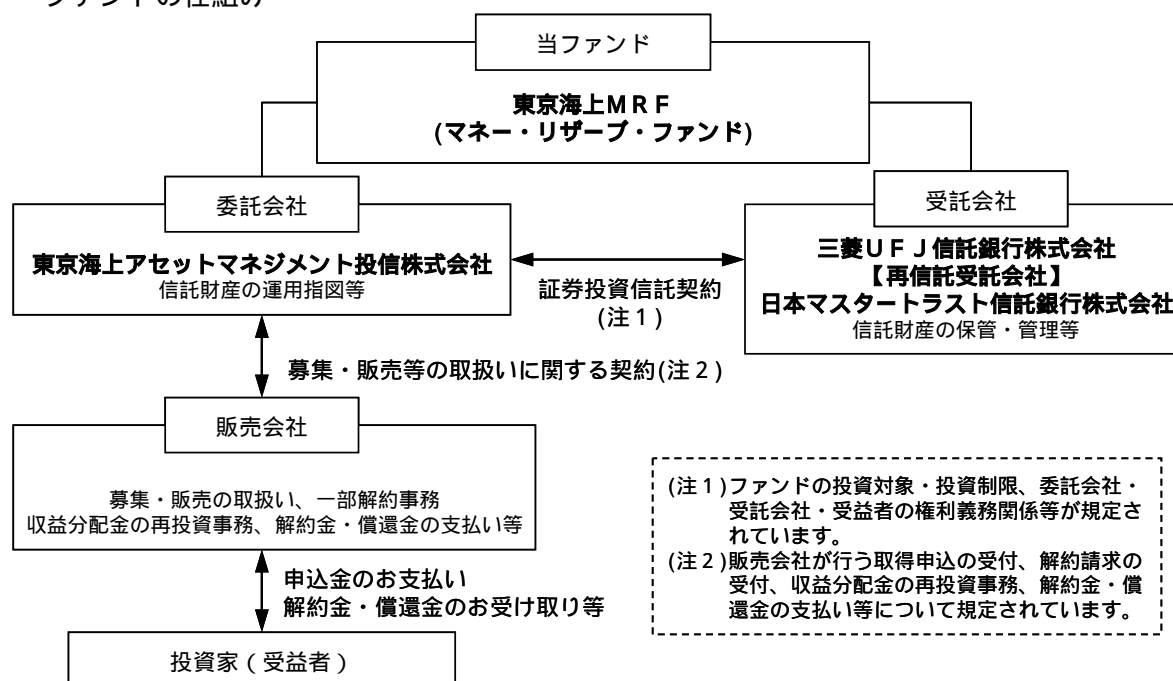
(2) ファンドの沿革

平成12年4月11日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成14年2月18日 ファンドの名称を「シュワブ東京海上MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」から「東京海上MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」に変更

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント投信株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成23年4月末日現在）
- ・会社の沿革

昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成19年9月 金融商品取引業者として登録

- ・大株主の状況（平成23年4月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2 投資方針

(1) 投資方針

1. 基本方針

当ファンドは、円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

(2) 投資態度

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。

私募により発行された有価証券および取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行わないものとします。

市況動向、ファンドの資金動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

1. 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 特別の法律により法人の発行する債券

(4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券及び新株予約権付社債券を除きます。）

(5) コマーシャル・ペーパー

(6) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(5)までの証券の性質を有するもの

(7) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

(8) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

(9) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち有価証券に表示されるべきもの

(10) 外国の者に対する権利で上記(9)の有価証券の性質を有するもの

(11) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権をいいます。）

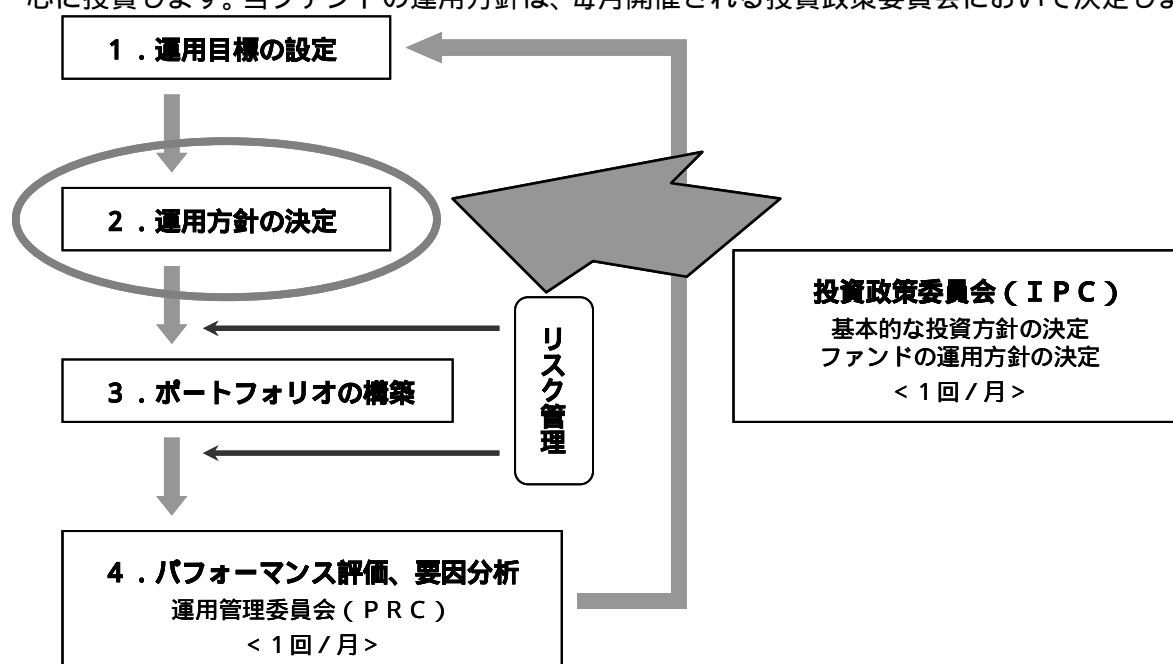
なお、(1)から(4)までの証券および(6)の証券または証書のうち(1)から(4)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- 上記1.に定める有価証券のうち、日本の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の信用格付業者等（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。以下同じ。）からA - 相当以上の長期信用格付またはA - 2相当以上の短期信用格付を受けているもの、もしくは信用格付業者等から信用格付を受けていない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断したものを、以下「適格有価証券」といいます。

2. 委託会社は、信託金を、上記1.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- (1) 預金
 - (2) コール・ローン
 - (3) 手形割引市場において売買される手形
- ・上記2.に定める金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、上記1.で定める適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を、以下「適格金融商品」といいます。
3. 上記1.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 運用体制

当ファンドの運用は、投資方針に基づき、円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資します。当ファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドは債券運用部日本債券運用グループ（12名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（6名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書（SAS70）」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、平成23年4月末日現在）

(4) 分配方針

毎日決算を行い、原則として信託財産から生ずる利益の全額を分配します。

信託財産から生ずる利益（下記a.に掲げる収益等の合計額が下記b.に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。）は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（下記a.の合計額が下記b.の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。以下同じ。）が生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

a. 毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金。

b. 毎計算期間における信託報酬、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等（消費税および地方消費税をいいます。以下同じ。）に相当する金額、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補填額およびその他信託財産から支弁されるものとされている費用。

収益分配金は毎月1回最終営業日に、1ヵ月分（前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの期間にかかる収益分配金の合計金額）をまとめて、税金を差し引いた後、自動けいぞく（累積）投資に関する契約に基づき、自動的に当ファンドに再投資されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、お支払いします。なお、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限

運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

a. 日本の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行いません。

b. 取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行いません。

c. 信託財産に組入れられた有価証券および金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。下記 の規定にかかる公社債の借入の取引期間については、1年を超えないものとします。

d. 有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。

e. 適格有価証券のうち、2社以上の信用格付業者等からAA-相当以上の長期信用格付またはA-1相当以上の短期信用格付を受けているもの、もしくは信用格付業者等から信用格付を受けていない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断したもの（以下「第一種適格有価証券」といいます。）または適格金融商品のうち第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含みます。下記f.およびh.において同じ。）への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。

f. 適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの（以下「第二種適格有価証券」といいます。）および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の1%以下とします。

g. 上記e.およびf.の組入制限には、下記 の規定による借入債券を含むものとします。

h. 適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記e.およびf.の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記e.またはf.の適用を受ける有価証券等への投資は、これらの合計額

が信託財産の純資産総額の25%以下とします。

- i. 上記e. からh. に規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。
- j. 有価証券の貸付は、下記 の範囲で行います。この場合において、取引先リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）については、適格金融商品にかかる上記「(2)投資対象」の規定を準用します。
- k. 公社債の借入は、下記 にしたがって行います。この場合において、借入ができる公社債は、国債、政府保証付債券および適格有価証券とします。
- l. 外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

有価証券の貸付（約款第18条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記b. に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 公社債の貸付の指図は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えない範囲で行えるものとします。
- c. 上記b. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d. 委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。

公社債の借入（約款第19条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行えるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第20条）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（約款第21条）

委託会社は、円貨で約定し、円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された有価証券について、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替リスクのヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただしこの場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却することとします。

資金の借入（約款第29条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度額とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3 投資リスク

1. 投資リスク

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に公社債など値動きのある証券を投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

(2) 期限前償還リスク・延長リスク

期限前償還リスク

期限前償還リスクとは、公社債等の発行体が満期前償還の権利を行使したために予定よりも早く投資が現金化されて当ファンドに戻ってくることによるリスクであり、典型的には金利下降局面で生じます。そのような場合、当ファンドは当初見込まれた投資収益をあげることができず、さらに利回りの低い証券への再投資をせざるを得ない可能性があります。

延長リスク

延長リスクとは、公社債等の発行体が満期後に元本支払を延長する権利を行使したために予定よりも遅れて投資回収がなされるリスクであり、典型的には金利上昇局面で生じます。そのような場合、当ファンドはより利回りの高い証券への投資機会を失う可能性があります。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主に円建ての短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた公社債の値動きやそれらの公社債の発行者の信用状況の変化等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随する

いかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

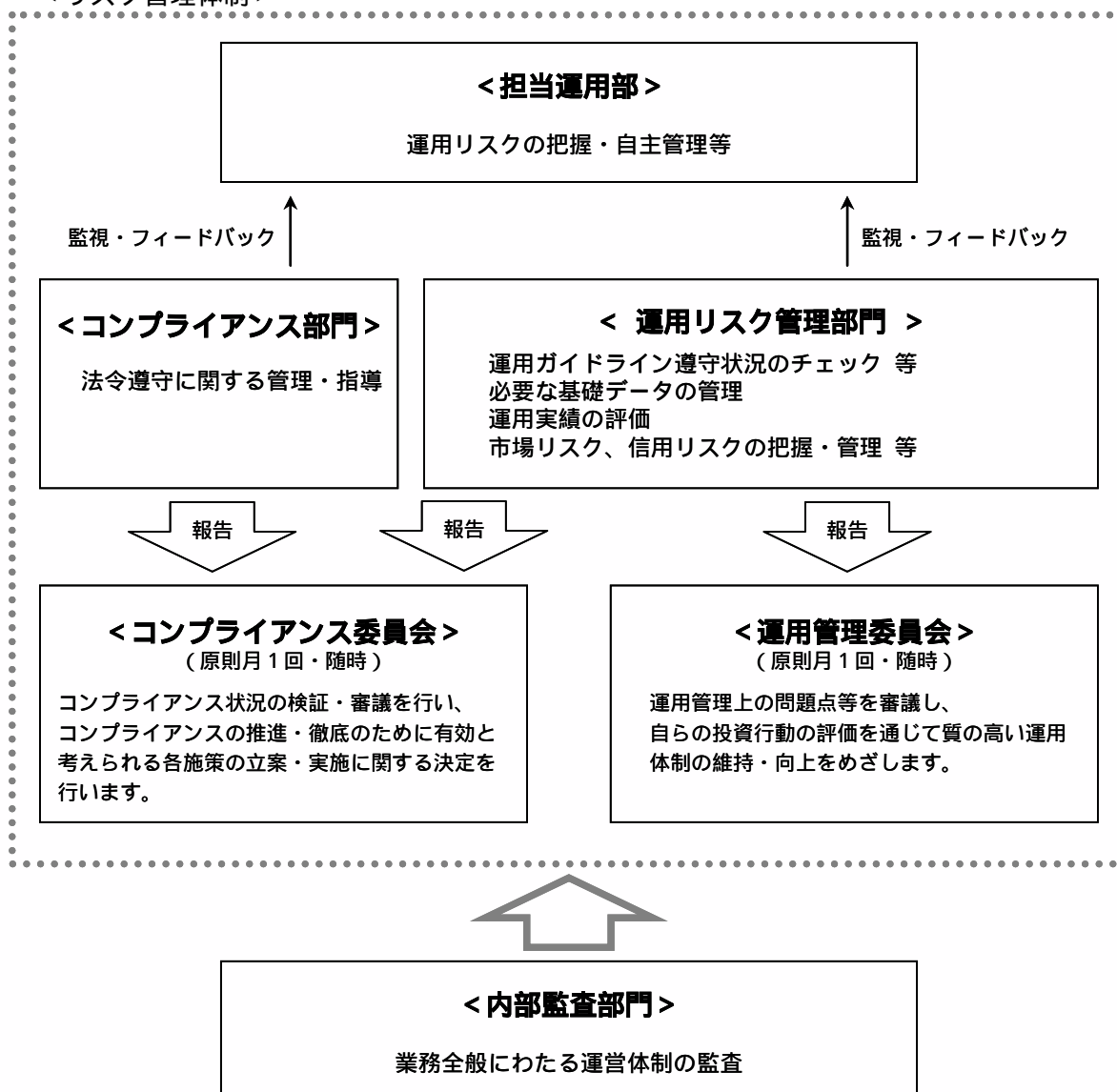
3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

<リスク管理体制>



4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込時の手数料はありません。

(2) 換金（解約）手数料

換金時（解約時）の手数料はありません。

(3) 信託報酬等

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年1%以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。ただし、委託会社と受託会社の協議により、引き下げることがあります。

a. 各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の11を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年0.22%以下の場合には、年0.22%の率とします。

b. 上記a.の規定にかかわらず、当ファンドの日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レート（以下「コール・レート」といいます。）が、年率0.4%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率とします。

c. 上記a. b.の規定にかかわらず、上記a. b.の規定により算出された日々の信託報酬率が信託報酬控除前の運用収益率（信託報酬控除前の運用収益率とは、元本1万口当たりの信託報酬控除前の純資産価額の元本1万円に対する収益率の年率とします。）に0.5を乗じて得た率を超える場合には、日々の信託報酬率は、当該運用収益率に0.5を乗じて得た率（当該運用収益率がマイナスの場合は零とします。）とします。

の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分は、信託報酬率の水準に応じて以下の通りとします。

a. 信託報酬率が年0.22%以上1%以下の場合

委託会社	信託報酬率から受託会社、販売会社の配分率を差し引いた率	
販売会社	信託報酬率に0.63637を乗じた率	
受託会社	信託元本が1兆円未満の部分	年0.0167%
	1兆円以上2兆円未満の部分	年0.013%
	2兆円以上3兆円未満の部分	年0.01%
	3兆円以上の部分	年0.008%

b. 信託報酬率が年0.22%未満の場合

信託報酬率が年0.22%のときの配分割合に準じます。

(4) その他の手数料等

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は毎日、信託財産の元本総額に年0.00105%（税抜0.001%）以内の率を乗じて計算し、毎月の最終営業日または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5) 課税上の取扱い

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、公社債投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

< 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われます。確定申告の必要はありません。

なお、当ファンドは少額貯蓄非課税制度（マル優制度）適格の投資信託です。同制度を利用することができる受益者の一部解約金、収益分配金および償還金は、非課税となります。

< 法人の受益者に対する課税 >

収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われますが、所有期間に応じて法人税額から控除されます。

なお、受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、前記にかかわらず、収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額に対する所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

5 運用状況

以下は平成23年4月28日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	2,399,532,811	45.13
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		2,917,272,583	54.86
合計(純資産総額)		5,316,805,394	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第149回国庫短期証券	日本	国債証券	0.0	2011/05/13	600,000,000	99.99	599,974,554	99.99	599,974,554	11.28
2	第156回国庫短期証券	日本	国債証券	0.0	2011/06/10	600,000,000	99.98	599,918,730	99.98	599,918,730	11.28
3	第163回国庫短期証券	日本	国債証券	0.0	2011/07/08	600,000,000	99.97	599,861,700	99.97	599,861,700	11.28
4	第130回国庫短期証券	日本	国債証券	0.0	2011/08/22	600,000,000	99.96	599,777,827	99.96	599,777,827	11.28

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
国債証券	45.13
合計	45.13

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
平成13年 9月29日	8,857	8,857	1.0000	1.0000
平成14年 3月31日	4,224	4,224	1.0000	1.0000
平成14年 9月30日	4,215	4,215	1.0000	1.0000
平成15年 3月31日	2,248	2,248	1.0000	1.0000
平成15年 9月30日	2,387	2,387	1.0000	1.0000
平成16年 3月31日	2,493	2,493	1.0000	1.0000
平成16年 9月30日	2,420	2,420	1.0000	1.0000
平成17年 3月31日	2,642	2,642	1.0000	1.0000

平成17年 9月30日	5,200	5,200	1.0000	1.0000
平成18年 3月31日	2,874	2,874	1.0000	1.0000
平成18年 9月30日	2,839	2,839	1.0000	1.0000
平成19年 3月31日	3,120	3,120	1.0000	1.0000
平成19年 9月30日	2,835	2,835	1.0000	1.0000
平成20年 3月31日	3,006	3,006	1.0000	1.0000
平成20年 9月30日	3,445	3,445	1.0000	1.0000
平成21年 3月31日	5,487	5,487	1.0000	1.0000
平成21年 9月30日	5,355	5,355	1.0000	1.0000
平成22年 3月31日	5,187	5,187	1.0000	1.0000
平成22年 9月30日	4,943	4,943	1.0000	1.0000
平成23年 3月31日	5,373	5,373	1.0000	1.0000
平成22年 4月末日	5,036	-	1.0000	-
平成22年 5月末日	4,991	-	1.0000	-
平成22年 6月末日	4,853	-	1.0000	-
平成22年 7月末日	4,858	-	1.0000	-
平成22年 8月末日	4,824	-	1.0000	-
平成22年 9月末日	4,943	-	1.0000	-
平成22年10月末日	4,908	-	1.0000	-
平成22年11月末日	5,129	-	1.0000	-
平成22年12月末日	5,283	-	1.0000	-
平成23年 1月末日	5,185	-	1.0000	-
平成23年 2月末日	5,347	-	1.0000	-
平成23年 3月末日	5,373	-	1.0000	-
平成23年 4月末日	5,316	-	1.0000	-

分配の推移

	1口当たりの分配金
平成13年 3月30日～平成13年 9月29日	0.0002630円
平成13年 9月30日～平成14年 3月31日	0.0000497円
平成14年 4月 1日～平成14年 9月30日	0.0000268円
平成14年10月 1日～平成15年 3月31日	0.0000334円
平成15年 4月 1日～平成15年 9月30日	0.0000432円
平成15年10月 1日～平成16年 3月31日	0.0000477円
平成16年 4月 1日～平成16年 9月30日	0.0000461円
平成16年10月 1日～平成17年 3月31日	0.0000166円
平成17年 4月 1日～平成17年 9月30日	0.0000089円
平成17年10月 1日～平成18年 3月31日	0.0000112円
平成18年 4月 1日～平成18年 9月30日	0.0005578円
平成18年10月 1日～平成19年 3月31日	0.0011528円

平成19年 4月 1日～平成19年 9月30日	0.0017682円
平成19年10月 1日～平成20年 3月31日	0.0016103円
平成20年 4月 1日～平成20年 9月30日	0.0016985円
平成20年10月 1日～平成21年 3月31日	0.0012751円
平成21年 4月 1日～平成21年 9月30日	0.0006558円
平成21年10月 1日～平成22年 3月31日	0.0004912円
平成22年 4月 1日～平成22年 9月30日	0.0004268円
平成22年10月 1日～平成23年 3月31日	0.0003987円

収益率の推移

年月日	収益率(%) (分配付)
平成13年 3月30日～平成13年 9月29日	0.02630
平成13年 9月30日～平成14年 3月31日	0.00497
平成14年 4月 1日～平成14年 9月30日	0.00268
平成14年10月 1日～平成15年 3月31日	0.00334
平成15年 4月 1日～平成15年 9月30日	0.00432
平成15年10月 1日～平成16年 3月31日	0.00477
平成16年 4月 1日～平成16年 9月30日	0.00461
平成16年10月 1日～平成17年 3月31日	0.00166
平成17年 4月 1日～平成17年 9月30日	0.00089
平成17年10月 1日～平成18年 3月31日	0.00112
平成18年 4月 1日～平成18年 9月30日	0.05578
平成18年10月 1日～平成19年 3月31日	0.11528
平成19年 4月 1日～平成19年 9月30日	0.17682
平成19年10月 1日～平成20年 3月31日	0.16103
平成20年 4月 1日～平成20年 9月30日	0.16985
平成20年10月 1日～平成21年 3月31日	0.12751
平成21年 4月 1日～平成21年 9月30日	0.06558
平成21年10月 1日～平成22年 3月31日	0.04912
平成22年 4月 1日～平成22年 9月30日	0.04268
平成22年10月 1日～平成23年 3月31日	0.03987

(4) 設定及び解約の実績

期	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
平成13年 3月30日から 平成13年 9月29日まで	20,016,544,124	17,087,336,691	8,857,467,367
平成13年 9月30日から 平成14年 3月31日まで	9,702,341,531	14,335,391,451	4,224,417,447
平成14年 4月 1日から 平成14年 9月30日まで	266,926,722	275,778,619	4,215,565,550
平成14年10月 1日から 平成15年 3月31日まで	446,232,946	2,412,863,063	2,248,935,433

平成15年 4月 1日から 平成15年 9月30日まで	349,901,083	211,465,671	2,387,370,845
平成15年10月 1日から 平成16年 3月31日まで	1,168,451,061	1,062,513,991	2,493,307,915
平成16年 4月 1日から 平成16年 9月30日まで	928,140,885	1,001,096,529	2,420,352,271
平成16年10月 1日から 平成17年 3月31日まで	2,499,427,539	2,277,451,063	2,642,328,747
平成17年 4月 1日から 平成17年 9月30日まで	3,413,057,046	854,399,870	5,200,985,923
平成17年10月 1日から 平成18年 3月31日まで	1,972,893,579	4,299,868,907	2,874,010,595
平成18年 4月 1日から 平成18年 9月30日まで	884,915,707	919,224,838	2,839,701,464
平成18年10月 1日から 平成19年 3月31日まで	1,212,984,439	932,497,476	3,120,188,427
平成19年 4月 1日から 平成19年 9月30日まで	2,708,500,612	2,993,684,733	2,835,004,306
平成19年10月 1日から 平成20年 3月31日まで	4,940,046,794	4,769,021,040	3,006,030,060
平成20年 4月 1日から 平成20年 9月30日まで	3,758,124,010	3,319,112,165	3,445,041,905
平成20年10月 1日から 平成21年 3月31日まで	6,393,652,280	4,350,992,420	5,487,701,765
平成21年 4月 1日から 平成21年 9月30日まで	3,051,185,767	3,183,592,731	5,355,294,801
平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	7,100,544,970	7,268,739,130	5,187,100,641
平成22年 4月 1日から 平成22年 9月30日まで	2,119,674,706	2,363,645,648	4,943,129,699
平成22年10月 1日から 平成23年 3月31日まで	3,397,640,510	2,966,955,071	5,373,815,138

< 参考情報 >

(平成23年4月28日現在)

ファンド概況

7日間平均年換算利回り(税引前)、純資産総額の推移



※「7日間平均年換算利回りの推移(税引前)」で使用している利回りは、過去の利回りの概況を示したものであり、今後の利回りの見込みを示すものや、利回りを保証するものではありません。

主要な資産の状況

組入資産の種類毎の残高

区分	額面金額 (百万円)	評価額 (百万円)	比率(%)
国債証券	2,400	2,400	45.1
地方債証券	-	-	-
特殊債証券(除く金融債券)	-	-	-
金融債券	-	-	-
普通社債券	-	-	-
CP	-	-	-
CD	-	-	-
その他短期金融資産	-	2,917	54.9
その他資産(預金・未収金・未払金等)	-	-0	-0.0
合計	-	5,317	100.0

※「その他短期金融資産」はコール・ローン、金銭信託、現先取引、割引手形等です。
※比率は純資産総額に占める割合です。

格付別組入資産の純資産総額に対する比率

公社債		短期金融資産	
格付	比率(%)	格付	比率(%)
AAA	-	A-1	-
AA	-	A-2	-
A	-	A-3	-
BBB以下	-	NR	-
		その他資産	54.9
A相当以上	-	A-2相当以上	-
国債・地方債・特殊債	45.1		
合計	45.1	合計	54.9

※公社債の「A相当以上」および短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MMF等の運営に関する規則」の規定に基づき委託会社が作成したガイドラインで判断したものです。

※「その他資産」は、コール・ローン、金銭信託、預金、現先取引、割引手形、未収金、未払金等です。

※格付は、S&P、Moody's、JCR、R&Iのうち、上位のものを使用しています。
※比率は純資産総額に占める割合です。

組入上位10銘柄

	銘柄名	種別	償還日	比率(%)
1	第149回国庫短期証券	国債	2011/5/13	11.3
2	第156回国庫短期証券	国債	2011/6/10	11.3
3	第163回国庫短期証券	国債	2011/7/8	11.3
4	第130回国庫短期証券	国債	2011/8/22	11.3
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※比率は純資産総額に占める割合です。

※最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。
- b. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、税金を差し引いた後、分配金を自動的に無手数料で再投資する自動けいぞく（累積）投資専用ファンドです。このため、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく（累積）投資に関する契約を締結する必要があります。
- c. 販売会社によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
なお、自動けいぞく（累積）投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d. 取得日は、販売会社が取得申込金の受領の確認をした時刻によって異なります。
取得申込受付日の12時（正午）までに販売会社が申込金の受領の確認をした場合は、取得申込受付日が取得日となります。ただし、取得申込受付日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は当該取得申込受付日を取得日とする申込には応じないものとします。
取得申込受付日において、販売会社が12時（正午）を過ぎて申込金の受領の確認をした場合は、取得申込受付日の翌営業日が取得日となります。ただし、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、当該取得申込受付日の翌営業日以降、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が最初に1口当たり1円となった計算日の翌日が取得日となります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
取得日の前日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）
東京海上アセットマネジメント投信 サービスデスク
0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）
- f. 取得申込にかかる手数料はありません。
- g. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- h. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 換金（解約）手続等

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。
- c. 解約請求は、1口単位で行うことができます。
- d. 当日解約の受付は、販売会社と受益者間の契約に定める解約等に関する時刻までとします。受付時間を過ぎてからの解約は翌営業日受付の取扱となります。
- e. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。
信託財産留保額はありませぬ。
- f. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- g. 解約にかかる手数料はありません。
- h. 解約代金は、原則として解約請求受付日の翌営業日から、お支払いします。
- i. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- j. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- k. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

- a. 基準価額とは、受益権 1 口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上 1 万口当たりには換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象資産の評価方法 >

対象	評価方法
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c. 価格情報会社の提供する価額

残存期間 1 年以内の公社債等については、償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

原則として、平成 12 年 4 月 11 日から無期限とします。ただし、後記「(5) その他」の「 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

信託期間中の各 1 日とします。

(5) その他

信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 30 億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1 ヶ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 a. の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、信託契約を解約しないこととしたときは、解約をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 上記 c. から e. の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 c. の一定の期間が 1 ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難

- な場合は適用しません。
- g. 信託契約を解約する場合において、上記c.の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
 - h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「信託約款の変更」d.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - j. 委託会社は、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、あるいは裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、あらかじめ、監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託約款を変更することができます。
- b. 変更事項のうち、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の約款変更を行いません。その場合には、委託会社は、内閣府令で定めるところにより、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- e. その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する信託約款の変更を行う場合において、上記c.の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記b.からd.の規定にしたがいます。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

「投資信託及び投資法人に関する法律」第14条第1項第3号等の規定に基づき、当ファンドの運用報告書の作成・交付は行いません。

なお、当ファンドの運用状況につきましては、月次レポートを委託会社ホームページ (<http://www.tokiomarineam.co.jp>) に掲載・開示いたしておりますので、ご参照ください。

4 受益者の権利等

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

a. 収益分配金の請求権

(a) 収益分配金は、毎月1回最終営業日に、1ヵ月分（前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの期間にかかる収益分配金の合計金額）をまとめて、税金を差し引いた後、自動けいぞく（累積）投資に関する契約に基づき、自動的に当ファンドに再投資されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、お支払いします。なお、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(b) 販売会社と自動けいぞく（累積）投資に関する契約を結んだ受益者が当該契約を解除する場合において、当該受益者が保有する収益分配金があるときは、その際に受益者に支払います。この場合、収益分配金は、原則として当該請求受付日の翌営業日からお支払いします。

(c) 信託終了時において受益者が保有する収益分配金があるときは、その際に受益者に支払います。この場合、収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします。

(d) 上記(b)および(c)の収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

b. 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

d. 買取請求権

信託契約を解約して信託を終了させるとき、および信託約款の変更を行う場合において、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、委託会社によって定められた期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

第3 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、前特定期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）及び当特定期間（平成22年10月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。


独立監査人の監査報告書

平成22年11月10日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

鶴田 光夫 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上MR F（マネー・リザーブ・ファンド）の平成22年4月1日から平成22年9月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上MR F（マネー・リザーブ・ファンド）の平成22年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

東京海上アセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上


独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

鶴岡 光夫 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上MR F（マネー・リザーブ・ファンド）の平成22年10月1日から平成23年3月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上MR F（マネー・リザーブ・ファンド）の平成23年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

東京海上アセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

東京海上MRF（マネー・リザーブ・ファンド）

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前期	当期
		[平成22年 9月30日現在]	[平成23年 3月31日現在]
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
金銭信託		889,209	726,653
コール・ローン		143,000,000	174,000,000
国債証券		2,399,584,422	2,399,572,648
現先取引勘定		2,399,664,000	2,799,524,000
未収利息		8,163	4,858
流動資産合計		4,943,145,794	5,373,828,159
資産合計		4,943,145,794	5,373,828,159
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		12,357	9,135
未払受託者報酬		257	280
未払委託者報酬		3,128	3,400
その他未払費用		1	1
流動負債合計		15,743	12,816
負債合計		15,743	12,816
純資産の部			
元本等			
元本	1	4,943,129,699	5,373,815,138
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		352	205
(分配準備積立金)			
元本等合計		4,943,130,051	5,373,815,343
純資産合計		4,943,130,051	5,373,815,343
負債純資産合計		4,943,145,794	5,373,828,159

(2) 損益及び剰余金計算書

		前期 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日	当期 自 平成22年10月 1日 至 平成23年 3月31日
区 分	注記 番号	金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		1,323,509	1,373,494
有価証券売買等損益		1,420,993	1,343,626
営業収益合計		2,744,502	2,717,120
営業費用			
受託者報酬		47,330	49,213
委託者報酬		575,462	598,191
その他費用		183	182
営業費用合計		622,975	647,586
営業利益又は営業損失 ()		2,121,527	2,069,534
経常利益又は経常損失 ()		2,121,527	2,069,534
当期純利益又は当期純損失 ()		2,121,527	2,069,534
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()			
期首剰余金又は期首欠損金 ()		5	352
剰余金増加額又は欠損金減少額			
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			
剰余金減少額又は欠損金増加額			
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			
分配金	1	2,121,180	2,069,681
期末剰余金又は期末欠損金 ()		352	205

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前期 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日	当期 自 平成22年10月 1日 至 平成23年 3月31日
有価証券の評価基準及び 評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時 価で評価しております。時価評 価にあたっては、金融商品取引 業者、銀行等の提示する価額 (但し、売気配相場は使用しな い)、価格情報会社の提供する 価額又は日本証券業協会発表 の売買参考統計値(平均値)等 で評価しております。	国債証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前期 [平成22年 9月30日現在]	当期 [平成23年 3月31日現在]
1. 1 期首元本額	5,187,100,641円	4,943,129,699円
期中追加設定元本額	2,119,674,706円	3,397,640,510円
期中一部解約元本額	2,363,645,648円	2,966,955,071円
2. 1 特定期間末日における受益権の 総数	4,943,129,699口	5,373,815,138口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日	当期 自 平成22年10月 1日 至 平成23年 3月31日
1 分配金の計算過程 日々決算を行い、原則として信託財産から生 ずる利益の全額を収益分配金に充当しており ます。なお、当期にかかる分配対象額の合計 額は2,121,532円、分配金額の合計額は 2,121,180円であります。	1 分配金の計算過程 日々決算を行い、原則として信託財産から生 ずる利益の全額を収益分配金に充当しており ます。なお、当期にかかる分配対象額の合計 額は2,069,886円、分配金額の合計額は 2,069,681円であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	前期 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日	当期 自 平成22年10月 1日 至 平成23年 3月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び 投資法人に関する法律」(昭和 26年法律第198号)第2条第4項に 定める証券投資信託であり、有 価証券等の金融商品への投資を 信託約款に定める「運用の基本 方針」に基づき行なっておりま す。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日	当期 自 平成22年10月 1日 至 平成23年 3月31日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は原則として期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	7,534
合計	7,534

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当期(自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	7,732
合計	7,732

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

前期 [平成22年 9月30日現在]		当期 [平成23年 3月31日現在]	
1口当たり純資産額	1.0000円	1口当たり純資産額	1.0000円
(1万口当たり純資産額	10,000円)	(1万口当たり純資産額	10,000円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第141回国庫短期証券	600,000,000	599,977,768	
	第149回国庫短期証券	600,000,000	599,923,902	
	第156回国庫短期証券	600,000,000	599,864,550	
	第163回国庫短期証券	600,000,000	599,806,428	
国債証券 合計		2,400,000,000	2,399,572,648	
合計		2,400,000,000	2,399,572,648	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成23年4月28日現在

種類	金額
資産総額	5,316,820,750 円
負債総額	15,356 円
純資産総額 (-)	5,316,805,394 円
発行済数量	5,316,805,231 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.0000 円

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

特典はありません。

3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし、上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）にお支払いします。

7. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 委託会社等の情報

第1 委託会社等の概況

1 委託会社等の概況

平成23年4月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。平成19年3月26日に資本金を2億円から20億円に、発行済株式総数を2,300株から38,300株に変更しています。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

- ①運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。
- ②運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。
- ③決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。
- ④売買の執行はトレーディング部が行います。
- ⑤運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理室を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。
- ⑥運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年4月28日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	1	5,316
追加型株式投資信託	105	1,602,034
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	5	24,804
合計	111	1,632,155

3 委託会社等の経理状況

1. 当社の財務諸表は、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第26期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第26期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書


平成22年6月29日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社


取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

鶴田 光太郎 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

奈良 昌彦 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年6月29日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 奈良 昌彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、あらた監査法人による監査報告書に基づいて当社が作成した謄本であり、その原本は当社が別途保管しております。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)		第26期 (平成23年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		3,816,617		5,046,015
前払費用		116,503		125,909
未収委託者報酬		1,277,992		1,451,584
未収収益		1,448,824		1,921,269
繰延税金資産		142,683		205,707
その他の流動資産		56,857		63,354
流動資産計		6,859,480		8,813,842
固定資産				
有形固定資産	* 1	387,887	* 1	339,073
建物		212,911		180,320
器具備品		174,975		158,752
無形固定資産		3,144		3,144
電話加入権		3,144		3,144
投資その他の資産		798,932		1,013,432
投資有価証券		37,623		39,419
関係会社株式		254,342		254,342
その他の関係会社有価証券		-		30,000
長期前払費用		21,422		192,205
敷金		383,034		368,720
繰延税金資産		102,510		128,745
固定資産計		1,189,963		1,355,650
資産合計		8,049,444		10,169,492
負債の部				
流動負債				
預り金		14,830		25,297
未払金	* 2	887,469	* 2	1,113,561
未払手数料		273,906		387,066
その他未払金		613,562		726,495
未払費用		40,132		322,235
未払消費税等		23,834		100,812
未払法人税等		12,000		616,000
前受収益		72,735		513,554
賞与引当金		200,839		202,702
その他の流動負債		27		1,250
流動負債計		1,251,869		2,895,413
固定負債				
退職給付引当金		97,793		110,188
役員退職慰労引当金		12,600		18,170
固定負債計		110,393		128,358
負債合計		1,362,262		3,023,771
純資産の部				
株主資本				
資本金		2,000,000		2,000,000
利益剰余金		4,687,107		5,145,769
利益準備金		287,619		334,429
その他利益剰余金		4,399,488		4,811,339
繰越利益剰余金		4,399,488		4,811,339

評価・換算差額等	73	47
その他有価証券評価差額金	73	47
純資産合計	6,687,181	7,145,721
負債・純資産合計	8,049,444	10,169,492

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	第25期		第26期	
	(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		3,893,368		4,632,692
運用受託報酬		4,964,770		5,850,581
投資助言報酬		11,716		12,636
その他営業収益		1,992		1,992
営業収益計		8,871,848		10,497,903
営業費用				
支払手数料		985,687		1,391,029
広告宣伝費		53,018		174,374
公告費		384		-
調査費		2,626,233		3,295,822
調査費		1,311,448		1,319,199
委託調査費	* 1	1,314,784	* 1	1,976,623
委託計算費		84,838		79,398
営業雑経費		143,042		128,802
通信費		34,620		34,541
印刷費		86,493		68,848
協会費		5,627		6,488
諸会費		9,393		10,375
図書費		6,907		8,548
営業費用計		3,893,205		5,069,426
一般管理費				
給料		2,185,320		2,215,928
役員報酬		76,063		66,840
給料・手当	* 1	1,602,621	* 1	1,639,732
賞与		506,634		509,356
交際費		10,141		13,554
旅費交通費		97,384		110,556
租税公課		35,525		40,194
不動産賃借料		444,310		383,281
役員退職慰労引当金繰入		5,450		5,570
退職給付費用		81,930		77,059
賞与引当金繰入		200,839		202,702
固定資産減価償却費		132,228		113,902
法定福利費		312,864		360,240
福利厚生費		11,193		9,681
諸経費		330,203		395,518
一般管理費計		3,847,393		3,928,188
営業利益		1,131,249		1,500,287
営業外収益				
受取配当金	* 1	107,992	* 1	117,681
受取利息		314		2,129

雑益	640	19,676
営業外収益計	108,947	139,487
営業外費用		
雑損	12,059	25,194
営業外費用計	12,059	25,194
経常利益	1,228,137	1,614,580
特別損失		
器具備品除却損	4,994	1,551
投資有価証券売却損	36	6
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	7,443
預託金貸倒損失	2,912	-
本社移転損失	* 2 89,060	-
特別損失計	97,004	9,000
税引前当期純利益	1,131,132	1,605,579
法人税、住民税及び事業税	404,672	792,702
法人税等還付税額	-	24,710
法人税等調整額	53,835	89,175
法人税等合計	458,507	678,816
当期純利益	672,624	926,763

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第25期		第26期	
	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
株主資本				
資本金				
前期末残高	2,000,000		2,000,000	
当期変動額				
当期変動額合計				
当期末残高	2,000,000		2,000,000	
利益剰余金				
利益準備金				
前期末残高	242,352		287,619	
当期変動額				
剰余金の配当	45,266		46,810	
当期変動額合計	45,266		46,810	
当期末残高	287,619		334,429	
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
前期末残高	4,224,798		4,399,488	
当期変動額				
剰余金の配当	497,934		514,912	
当期純利益	672,624		926,763	
当期変動額合計	1,170,558		1,452,645	
当期末残高	4,399,488		4,811,339	
利益剰余金合計				
前期末残高	4,467,151		4,687,107	

当期変動額		
剰余金の配当	452,667	468,102
当期純利益	672,624	926,763
当期変動額合計	219,956	458,661
当期末残高	4,687,107	5,145,769
株主資本合計		
前期末残高	6,467,151	6,687,107
当期変動額		
剰余金の配当	452,667	468,102
当期純利益	672,624	926,763
当期変動額合計	219,956	458,661
当期末残高	6,687,107	7,145,769
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	71	73
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	144	121
当期変動額合計	144	121
当期末残高	73	47
評価・換算差額等合計		
前期末残高	71	73
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	144	121
当期変動額合計	144	121
当期末残高	73	47
純資産合計		
前期末残高	6,467,079	6,687,181
当期変動額		
剰余金の配当	452,667	468,102
当期純利益	672,624	926,763
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	144	121
当期変動額合計	220,101	458,540
当期末残高	6,687,181	7,145,721

重要な会計方針

第25期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	第26期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式並びに その他の関係会社有価証券 同左 (2) その他有価証券

<p>時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>2．固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1)有形固定資産</p> <p>定率法</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については3年間で均等償却する方法を採用しております。</p> <p>(2)長期前払費用</p> <p>定額法</p> <p>3．引当金の計上基準</p> <p>(1)賞与引当金</p> <p>従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>4．消費税等の会計処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>時価のあるもの</p> <p>同左</p> <p>時価を把握することが極めて困難と認められるもの</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>2．固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1)有形固定資産</p> <p>同左</p> <p>(2)長期前払費用</p> <p>同左</p> <p>3．引当金の計上基準</p> <p>(1)賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>(2)退職給付引当金</p> <p>同左</p> <p>(3)役員退職慰労引当金</p> <p>同左</p> <p>4．消費税等の会計処理方法</p> <p>同左</p>
--	---

会計方針の変更

第25期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
	<p>（資産除去債務に関する会計基準の適用）</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ6,870千円、税引前当期純利益は14,313千円減少しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第25期 平成22年3月31日現在	第26期 平成23年3月31日現在																								
<p>* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">34,930千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">306,760千円</td> </tr> </table> <p>* 2 . 関係会社に対する主な資産・負債</p> <p style="padding-left: 20px;">区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">516,261千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(うち支配株主に対するもの)</td> <td style="text-align: right;">98,838千円)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(うち子会社に対するもの)</td> <td style="text-align: right;">76,482千円)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(うち関連会社に対するもの)</td> <td style="text-align: right;">340,940千円)</td> </tr> </table>	建物	34,930千円	器具備品	306,760千円	未払金	516,261千円	(うち支配株主に対するもの)	98,838千円)	(うち子会社に対するもの)	76,482千円)	(うち関連会社に対するもの)	340,940千円)	<p>* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">67,520千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">337,637千円</td> </tr> </table> <p>* 2 . 関係会社に対する主な資産・負債</p> <p style="padding-left: 20px;">区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">541,759千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(うち支配株主に対するもの)</td> <td style="text-align: right;">107,000千円)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(うち子会社に対するもの)</td> <td style="text-align: right;">122,692千円)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(うち関連会社に対するもの)</td> <td style="text-align: right;">312,065千円)</td> </tr> </table>	建物	67,520千円	器具備品	337,637千円	未払金	541,759千円	(うち支配株主に対するもの)	107,000千円)	(うち子会社に対するもの)	122,692千円)	(うち関連会社に対するもの)	312,065千円)
建物	34,930千円																								
器具備品	306,760千円																								
未払金	516,261千円																								
(うち支配株主に対するもの)	98,838千円)																								
(うち子会社に対するもの)	76,482千円)																								
(うち関連会社に対するもの)	340,940千円)																								
建物	67,520千円																								
器具備品	337,637千円																								
未払金	541,759千円																								
(うち支配株主に対するもの)	107,000千円)																								
(うち子会社に対するもの)	122,692千円)																								
(うち関連会社に対するもの)	312,065千円)																								

(損益計算書関係)

第25期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日																				
<p>* 1 . 関係会社との主な取引高は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与・手当</td> <td style="text-align: right;">399,212千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">委託調査費</td> <td style="text-align: right;">1,044,570千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取配当金</td> <td style="text-align: right;">107,992千円</td> </tr> </table> <p>* 2 . 本社移転損失の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">原状回復工事</td> <td style="text-align: right;">68,361千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">移転運搬費用</td> <td style="text-align: right;">13,132千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">7,567千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">89,060千円</td> </tr> </table>	給与・手当	399,212千円	委託調査費	1,044,570千円	受取配当金	107,992千円	原状回復工事	68,361千円	移転運搬費用	13,132千円	その他	7,567千円	計	89,060千円	<p>* 1 . 関係会社との主な取引高は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与・手当</td> <td style="text-align: right;">462,103千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">委託調査費</td> <td style="text-align: right;">1,279,757千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取配当金</td> <td style="text-align: right;">117,681千円</td> </tr> </table>	給与・手当	462,103千円	委託調査費	1,279,757千円	受取配当金	117,681千円
給与・手当	399,212千円																				
委託調査費	1,044,570千円																				
受取配当金	107,992千円																				
原状回復工事	68,361千円																				
移転運搬費用	13,132千円																				
その他	7,567千円																				
計	89,060千円																				
給与・手当	462,103千円																				
委託調査費	1,279,757千円																				
受取配当金	117,681千円																				

(株主資本等変動計算書関係)

第25期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	平成21年3月31日 現在	増加	減少	平成22年3月31日 現在
普通株式(株)	38,300	-	-	38,300

2 . 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成21年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	452,667千円
1株当たり配当額	11,819円
基準日	平成21年3月31日

- 効力発生日 平成21年7月1日
- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成22年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
- | | |
|----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 468,102千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 12,222円 |
| 基準日 | 平成22年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成22年6月30日 |

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	平成22年3月31日 現在	増加	減少	平成23年3月31日 現在
普通株式（株）	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	468,102千円
1株当たり配当額	12,222円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成23年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	509,964千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	13,315円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月30日

（金融商品関係）

（追加情報）

前事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（改正企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク

未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。

投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。
流動性リスク

当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（注 2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(＊)	時価(＊)	差額
(1)現金・預金	3,816,617	3,816,617	
(2)未収委託者報酬	1,277,992	1,277,992	
(3)未収収益	1,448,824	1,448,824	
(4)投資有価証券			
その他有価証券	7,623	7,623	
(5)敷金	383,034	243,580	139,453
(6)未払金	(887,469)	(887,469)	

(＊)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬ならびに(3) 未収収益及び(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(5) 敷金

当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

(注 2) 非上場株式（貸借対照表計上額30,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

子会社株式（貸借対照表計上額221,595 千円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額32,747 千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,816,617			
未収委託者報酬	1,277,992			
未収収益	1,448,824			
合計	6,543,434			

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク

未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。

投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。

流動性リスク

当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	5,046,015	5,046,015	
(2)未収委託者報酬	1,451,584	1,451,584	
(3)未収収益	1,921,269	1,921,269	
(4)投資有価証券			
その他有価証券	9,419	9,419	
(5)敷金	368,720	236,852	131,868
(6)未払金	(1,113,561)	(1,113,561)	

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬ならびに(3) 未収収益及び(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(5) 敷金

当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額30,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式

32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 30,000千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	5,045,953			
未収委託者報酬	1,451,584			
未収収益	1,921,269			
合計	8,418,807			

(有価証券関係)

第25期 平成22年3月31日現在				第26期 平成23年3月31日現在			
1. 子会社株式及び関連会社株式				1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券			
子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 30,000千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。			
2. その他有価証券				2. その他有価証券			
区分	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)	区分	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの				貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
証券投資信託	7,623	7,500	123	証券投資信託	2,113	2,100	13
小計	7,623	7,500	123	小計	2,113	2,100	13
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
証券投資信託	-	-	-	証券投資信託	7,305	7,400	94

小計	-	-	-
合計	7,623	7,500	123

(注)非上場株式(貸借対照表計上額30,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	第25期	
	自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	
売却額	963千円	
売却益の合計額	- 千円	
売却損の合計額	36千円	

小計	7,305	7,400	94
合計	9,419	9,500	80

(注)非上場株式(貸借対照表計上額30,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	第26期	
	自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日	
売却額	994千円	
売却益の合計額	- 千円	
売却損の合計額	6千円	

(退職給付関係)

第25期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	第26期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 退職金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 97,793千円 退職給付引当金 97,793千円	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 110,188千円 退職給付引当金 110,188千円
3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 56,126千円 確定拠出年金への掛金支払額 25,803千円 退職給付費用 81,930千円	3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 51,271千円 確定拠出年金への掛金支払額 25,787千円 退職給付費用 77,059千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務の計算は簡便法を採用しており、確定拠出年金部分を除く退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第25期 (平成22年 3月31日現在)	第26期 (平成23年 3月31日現在)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	5,126千円	7,393千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	39,792千円	44,835千円
未払金	13,153千円	15,454千円
賞与引当金損金算入限度超過額	81,721千円	82,479千円
未払法定福利費否認	8,406千円	8,592千円
未払事業所税否認	3,709千円	3,444千円

未払事業税否認	3,664千円	46,947千円
未払委託調査費	31,120千円	47,913千円
ソフトウェア償却超過額	57,048千円	70,659千円
貸倒損失	592千円	-
敷金償却費	-	5,824千円
未払確定拠出年金	907千円	876千円
繰延税金資産小計	245,244千円	334,420千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	245,244千円	334,420千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	50千円	32千円
繰延税金負債合計	50千円	32千円
繰延税金資産の純額	245,194千円	334,453千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	同左

(セグメント情報等)

第26期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるた

め、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、単一の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の10%以上に該当する顧客がありますが、秘密保持義務を負っているため記載をしておりません。

(関連当事者情報)

第25期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・London	£ 300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員の 兼任	委託 調査費	1,024,297	未払金	340,940

(注) *取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

*取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場)
東京海上日動火災保険株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第26期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・London	£ 300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員の 兼任	委託 調査費	1,092,497	未払金	307,738

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	第25期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
1株当たり純資産額	174,600円03銭	186,572円36銭
1株当たり当期純利益 金額	17,562円00銭	24,197円49銭
	(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。 (注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。 (注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

当期純利益	672,624千円	当期純利益	926,763千円
普通株主に 帰属しない金額	-	普通株主に 帰属しない金額	-
普通株式に係る 当期純利益	672,624千円	普通株式に係る 当期純利益	926,763千円
期中平均株式数	38,300株	期中平均株式数	38,300株

4 利害関係人との取引制限

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 その他

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

東京海上MRF（マネー・リザーブ・ファンド）

信託約款

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

追加型証券投資信託 東京海上MRF（マネー・リザーブ・ファンド）
運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

2．運用方法

(1) 投資対象

円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。

投資することができる有価証券は、約款第16条第1項に定める有価証券とします（同項に定める有価証券のうち、日本の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の信用格付業者等（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。以下同じ。）からA - 相当以上の長期信用格付またはA - 2相当以上の短期信用格付を受けているもの、もしくは信用格付業者等から信用格付を受けていない場合には委託者が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断したものを、以下「適格有価証券」といいます。）。

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

投資することができる金融商品は、約款第16条第2項に定める金融商品とします（同項に定める金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を、以下「適格金融商品」といいます。）。

(2) 投資態度

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。

私募により発行された有価証券および取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行わないものとします。

3．運用制限

- (1) 日本の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行いません。
- (2) 取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、

適格金融商品に該当しないものへの投資は行いません。

- (3) 信託財産に組入れられた有価証券および金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。約款第19条の規定にかかる公社債の借入の取引期間については、1年を超えないものとします。
- (4) 有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。
- (5) 適格有価証券のうち、2社以上の信用格付業者等からAA-相当以上の長期信用格付またはA-1相当以上の短期信用格付を受けているもの、もしくは信用格付業者等から信用格付を受けていない場合には委託者が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断したもの（以下「第一種適格有価証券」といいます。）または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含みます。下記(6)および(8)において同じ。）への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの（以下「第二種適格有価証券」といいます。）および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の1%以下とします。
- (7) 上記(5)および(6)の組入制限には、約款第19条の規定による借入債券を含むものとします。
- (8) 適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記(5)および(6)の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記(5)または(6)の適用を受ける有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の25%以下とします。
- (9) 上記(5)、(6)、(7)および(8)に規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。
- (10) 有価証券の貸付は、約款第18条の範囲で行います。この場合において、取引先リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）については、適格金融商品にかかる上記「2運用方法（1）投資対象」の規定を準用します。
- (11) 公社債の借入は、約款第19条に従って行います。この場合において、借入ができる公社債は、国債、政府保証付債券および適格有価証券とします。

4. 収益分配方針

収益分配は、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

追加型証券投資信託 東京海上MRF（マネー・リザーブ・ファンド） 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第2条 委託者は、金40億円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。
委託者は、受託者と合意のうえ金5兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条（信託契約の解約）第1項、第45条（信託契約に関する監督官庁の命令）第1項、第46条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）第1項または第48条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の分割】

第4条 委託者は、第2条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については40億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第4条（受益権の分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

追加信託は、原則として追加信託を行う日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額の場合に、これを行うことができます。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条（公社債の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第9条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第4条（受益権の分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の

一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

【募集の取扱者およびその単位】

第11条 <削除>

【受益権の取得単位および価額】

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、この信託契約締結日の翌営業日以降、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款に従った契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって第4条(受益権の分割)の規定により分割される受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、この場合における1口あたりの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を当該証券会社または当該登録金融機関の自動けいぞく投資約款に定める時刻(以下「別に定める時刻」といいます。)以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。

1. 委託者の指定する証券会社または登録金融機関が、取得申込受付日の別に定める時刻以前に取得申込金の受領の確認をした場合.....取得申込受付日の前日の基準価額
2. 委託者の指定する証券会社または登録金融機関が、取得申込受付日の別に定める時刻を過ぎて取得申込金の受領の確認をした場合.....取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(前項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項第2号の場合において、当該基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回ったときは、当該取得の申込は、同号の規定にかかわらず、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなし、その翌日を取得日とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第12条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第12条の3 受益権の譲渡は、前条(受益権の譲渡に係る記載または記録)の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【受益証券の再交付】

第13条 <削除>

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第14条 <削除>

【受益証券の再交付の費用】

第15条 <削除>

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

1. 国債証券

2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券及び新株予約権付社債券を除きます。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち有価証券に表示されるべきもの
10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
11. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権をいいます。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券または証書のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. コール・ローン
3. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】

第16条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第23条（信託業務の委託等）において同じ。）、第23条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前条（運用の指図範囲）第1項に定める資産への投資を行うことができます。

前項の取扱いは、第18条（有価証券の貸付の指図および範囲）、第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第27条（有価証券の売却等の指図）、第28条（再投資の指図）および第29条（資金の借入）における委託者の指図による取引についても同様とします。

【運用の基本方針】

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付の指図は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えない範囲で行えるものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。

【公社債の借入】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行えるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により前項の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第21条 委託者は、円貨で約定し、円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された有価証券について、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替リスクのヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただしこの場合においては、可能な限り速やかに

当該外貨建資産を売却することとします。

【予約為替の評価】

第22条 前条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として、日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第25条 < 削除 >

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第28条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度額とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第32条 この信託の計算期間は、信託期間中の各1日とします。

【信託財産に関する報告】

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に年10,000分の100以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。ただし、委託者と受託者の協議により、引き下げることがあります。

1. 信託契約締結日から平成12年4月23日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、年10,000分の22の率とします。
2. 平成12年4月24日以降の各週の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の11を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年10,000分の22以下の場合には、年10,000分の22の率とします。
3. 前各号の規定にかかわらず、当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レート（以下「コール・レート」といいます。）が年率0.4%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率とします。
4. 前各号の規定にかかわらず、前各号の規定により算出された日々の信託報酬率が信託報酬控除前の運用収益率（信託報酬控除前の運用収益率とは、元本1万口あたりの信託報酬控除前の純資産価額の元本1万円に対する収益率の年率とします。）に0.5を乗じて得た率を超える場合には、日々の信託報酬率は、当該運用収益率に0.5を乗じて得た率（当該運用収益率がマイナスの場合は零とします。）とします。

前項の信託報酬は、毎月最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

【収益の分配】

第36条 信託財産から生ずる利益（第1号に掲げる収益等の合計額が第2号に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。）は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（第1号の合計額が第2号の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。以下同じ。）を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

1. 毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれらに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
2. 毎計算期間における信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補填額およびその他信託財産から支弁されるものとされている費用

【一部解約金および追加信託金の計理処理】

第37条 信託の一部解約金（第43条（一部解約）第2項の解約の価額に当該解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。）が当該一部解約にかかる元本を下回った場合は、当該差額を解約差益金として処理します。なお、追加信託金にあつては、全額を元本として処理するものとします。

【収益分配金の再投資】

第38条 受益者に帰属する収益分配金は、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、前月の最終営業日（この信託の契約締結日を含む月については契約締結日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金が、当月の最終営業日に委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、各受益者（帰属していた受益権より発生した収益分配金のみを保有する者を含みます。以下本条、第40条（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責）、第41条（一部解約金、収益分配金および償還金の支払）および第42条（収益分配金および償還金の時効）において同じ。）ごとに前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における1口あたりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。当該取得の申込により増加した受益権は、第9条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、当該取得の申込を、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口元本価額と同額となった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。

委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める契約を結んだ受益者が、当該別に定める契約を解除する場合において、当該受益者が保有する収益分配金があるときは、あるいは信託終了時において受益者が保有する収益分配金があるときは、第1項から第2項の規定にかかわらず、その際に証券会社または登録金融機関において当該受益者に支払います。

【受益証券の混蔵保管および返還請求の取扱い】

第39条 <削除>

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

第40条 受託者は、第38条（収益分配金の再投資）第1項に規定する収益分配金については、原則として同条第1項に規定する当月の最終営業日に、第41条（一部解約金、収益分配金および償還金の支払）第1項に規定する一部解約金ならびに第38条（収益分配金の再投資）第4項の規定に基づき別に定める契約の解除にかかる受益者に支払うべき収益分配金については、委託者の指定する証券会社または登録金融機関が受益者に支払を行う日に、第41条（一部解約金、収益分配金および償還金の支払）第2項に規定する償還金および第38条（収益分配金の再投資）第4項の規定により信託終了時において受益者に支払うべき収益分配金については第41条（一部解約金、収益分配金および償還金の支払）第2項に規定する支払開始日までに、委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、一部解約金および償還金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じないものとします。

【一部解約金、収益分配金および償還金の支払】

第41条 一部解約金および第38条（収益分配金の再投資）第4項の規定に基づき別に定める契約の解除にかかる、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払うべき収益分配金は、原則として、当該請求受付日の翌営業日から委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において受益者に支払うものとします。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）および第38条（収益分配金の再投資）第4項の規定に基づき信託終了時に、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払うべき収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

【収益分配金および償還金の時効】

第42条 受益者が、第41条（一部解約金、収益分配金および償還金の支払）第1項および第2項に規定する収益分配金について当該各条項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、または第44条（信託契約の解約）第1項、第45条（信託契約に関する監督官庁の命令）第1項、第46条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）第1項および第48条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）第2項に規定する信託終了による償還金について第41条（一部解約金、収益分配金および償還金の支払）第2項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第43条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求があった場合には、信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができるものとします。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第43条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第44条 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権の総口数が30億口を下ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条（信託約款の変更）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条（信託約款の変更）第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第47条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条（信託約款の変更）の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびそ

の内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第50条 第44条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更）に規定する信託約款の変更を行う場合において、第44条（信託契約の解約）第3項または前条（信託約款の変更）第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

【公告】

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社または登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条（受益証券の発行および種類）、第10条（受益証券の発行についての受託者の認証）、第13条（受益証券の再交付）から第15条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益証券に関する規定のうち受益権への読み替えに伴い変更等の生じた規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成12年4月11日

委託者 東京海上アセットマネジメント投信株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社